

宝塚市告示第225号

「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」の一部改正について

騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について（平成15年宝塚市告示第104号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月18日

宝塚市長 中 川 智 子

表備考中「並びに老人福祉法第5条の3」を「、老人福祉法第5条の3」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。